

はじめに

本ガイドラインは、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修として、医療機関の機能や規模にかかわらず新人看護職員を迎えるすべての医療機関で研修を実施することができる体制の整備を目指して作成されました。

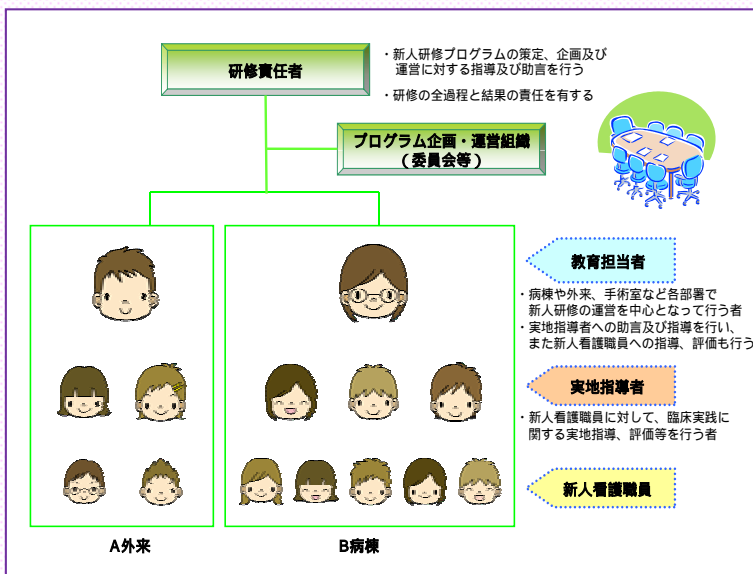
新人看護職員研修ガイドラインの基本的な考え方

【新人看護職員研修の理念】

看護は人間の生命に深く関わる職業であり、患者の生命、人格及び人権を尊重することを基本とし、生涯にわたって研鑽されるべきものである。新人看護職員研修は、看護実践の基礎を形成するものとして、重要な意義を有する。

新人看護職員を支えるためには、周囲のスタッフだけではなく、全職員が新人看護職員に関心を持ち、皆で育てるという組織文化の醸成が重要である。この新人看護職員研修ガイドラインでは、新人看護職員を支援し、周りの全職員が共に支え合い、成長することを目指す。

研修体制における組織例



【研修体制について】

支援する体制として、実地指導者、教育担当者、研修責任者、プログラム企画・運営組織を組織することが必要であるとしています。

専任・兼任や人数の配置は組織により異なりますが、それぞれの役割が明確であることが求められています。

【新人看護職員を支える体制の構築】

新人看護職員が臨床現場に順応し、臨床実践能力を獲得するためには、根気強くあたたかい支援が必要である。また、新人看護職員の不安を緩和するために、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制づくりが必要である。そのためには、新人を周りで支えるための様々な役割をもつ人員の体制づくりが必要である。

厚生労働省では、新人看護職員研修ガイドラインに基づいた新人看護職員研修の普及を推進しています。新人看護職員研修に関する情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 <http://www.mhlw.go.jp/>